二四	四四トン
二五	〇トン
二六	一、八二六トン
二七	七、〇二二トン
二八	一トン
二九	一五一トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	二、四一一、二四三トン
一四	一七八、六九五トン

○財務省告示第二百七十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十万二千三百七十トン

二　冷凍牛肉　十三万二千六十八トン

2　平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　四万七千九百九十六トン

二　冷凍牛肉　五万四千六百六十三トン

○財務省告示第二百七十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　三十二万千七百二十九トン

二　生きている豚及び豚肉等　三十二万千七百四十六トン

○財務省告示第二百八十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　五万三千五百四十四トン

二　冷凍牛肉　七万五千三百六十七トン

○財務省告示第二百八十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六第二四項に係る物品についての平成二十八年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年十月一日

○財務省告示第二百八十二号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年六月二十四日政令第二百五十六号）第一条第二項の規定に基づき、国有財産を無償で使用させることができる者を次のように定め、平成二十八年九月三十日から適用する。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人日本スポーツ振興センター（所在地　東京都港区北青山二丁目八番三十五号）

○財務省告示第二百八十三号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第四号の規定に基づき、各都道府県共同募金会が平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

○厚生労働省告示第三百六十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び21の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年九月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第三中

石川	伊藤病院		−0.0082	0.0363

を

（削除）	（削除）	（削除）	（削除）

に改める。

○厚生労働省告示第三百六十一号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年九月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三に次の二号を加える。

六十三　ゲムシタビン静脈内投与及び重粒子線治療の併用療法　膵臓がん（遠隔転移しておらず、かつ、ＴＮＭ分類がＴ４のものに限る。）

六十四　ゲムシタビン静脈内投与、ナブ－パクリタキセル静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法　腹膜播種を伴う膵臓がん

社会福祉事業又は更生保護事業を行うことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○財務省告示第二百八十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第二項及び第三項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件（平成二十七年九月財務省告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

別表公益社団法人配合飼料供給安定機構（東京都中野区中央五丁目八番一号）の項中「平成二十八年三月三十一日まで」の下に「及び同年九月三十日から平成二十九年三月三十一日まで」を加える。